

殺鼠剤の法的区分・用量・用法の整理

1. 殺鼠剤の法的区分

①農薬：農作物等を害する生物の防除に用いられるもの（農薬取締法）

⇒**第一条の二** この法律において「**農薬**」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する**菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）**の防除に用いられる**殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤**（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる**成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤**をいう。

②医薬部外品：人または動物の保健のための駆除に使用されるもので、人体に対する作用が緩和なもの（医薬品医療機器等法）

⇒**第二条** この法律で「**医薬品**」とは、次に掲げる物をいう。

一 日本薬局方に収められている物

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2 この法律で「**医薬部外品**」とは、次に掲げる物であつて**人体に対する作用が緩和なもの**をいう。

一 次のイからハマまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 **人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物**（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

③動物用医薬部外品：動物（家畜やペットなど）の保健のための駆除に使用されるもの。
（畜・鶏舎などで使用する殺鼠剤はこれに該当）（医薬品医療機器等法）

2. 殺鼠剤の用量・用法の整理

農薬取締法に基づき、農薬登録された殺鼠剤の使用時の用量（使用量）および用法（使用法）に関する、主な製剤の概略は表 1 のとおりである。詳細は表 2～4 に示した。

表 1 殺鼠剤の農薬取締法に基づく用量・用法

剤型	有効成分の系統	用量/ha	用法	備考
粒剤	急性殺鼠剤 (リン化亜鉛など)	0.3～2 kg	鼠穴投入、散布	用量は製剤や使用法等により異なる
	抗凝血性殺鼠剤 (ワルファリン、ダイアノンなど)	2～6 kg	鼠穴投入、散布	用量は製剤や使用法等により異なる
粉剤	抗凝血性殺鼠剤 (ワルファリン)	2～30 kg	毒餌作製、通路等への散粉	用量は製剤や使用法等により異なる。30 kgは倉庫での用量

※用量は散布 1 回あたりの使用量であるが、使用回数については記載がないか、適宜となっている。また、用量の範囲内であれば、処理対象エリア内で処理量に濃淡が生じても法的に問題はない。

農地において使用する農薬は、各種の毒性試験、効力試験等を行った結果をもとに、農薬の登録に係る審議会の審査を経て登録された薬剤である。

参考資料 3 - 1

表2 農業登録された殺鼠剤の用法・用量等(急性殺鼠剤(農業登録情報:(独)農林水産消費安全技術センターより抜粋):2015年4月8日時点)

製品名	製造・販売	有効成分	剤型	対象作物等	適用場所	用量(使用量)	使用回数	用法(使用方法)
リンカS・1	北海道森林整備公社	リン化亜鉛	粒剤	エゾヤチネズミが加害する農作物等	山林	1kg/ha	記載なし	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	山林	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
ホクサンりん化亜鉛10	ホクサン	リン化亜鉛	粒剤	エゾヤチネズミが加害する農作物等	山林	1kg/ha	記載なし	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	山林	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
Z・P	大洋化学	リン化亜鉛	粒剤	野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	30～500g/10a	記載なし	定点配置、ソ穴投入、バラ撒き等をする。
Z・P1.00	大洋化学	リン化亜鉛	粒剤	野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	50～200g/10a	記載なし	本剤を3～5g紙づつみ又はそのままソ穴に投入するか、10a当り10～40カ所に適宜配置する。山林ではバラまき(手まき)、定点配置する。
太平洋りん化亜鉛1	太平洋化学	リン化亜鉛	粒剤	エゾヤチネズミが加害する農作物等	山林	1kg/ha	記載なし	造林地及びその周辺30mに本剤の所定量を全面に空中散布する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	山林	200g/ha	記載なし	1穴当り5～10粒の本剤を紙包(防水紙)として(5粒入小袋詰のものはそのまま)ソ穴に投入する。或いは、1カ所10～15粒を紙包とするか、そのまま10～15m間隔に適宜配置する。
ミーネコ1号	大丸合成	リン化亜鉛	粒剤	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	野ウサギの通路又は、穴に本剤5～10粒あて配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地		記載なし	野ウサギの通路又は、穴に本剤5～10粒あて配置する。
ミーネコりん化亜鉛	大丸合成	リン化亜鉛	粒剤	貯蔵穀物等	倉庫	1カ所当り2～3粒	記載なし	ねずみの通路より1m～0.5m離れた物陰に2～3粒あて数カ所に配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地	1カ所当り2～3粒	記載なし	ソ穴1カ所当り2～3粒を投入する。
				野ウサギが加害する農作物等	山林	1ha当り300～600g	記載なし	本剤を5～10m間隔の格子状に1カ所当り1～2gをそのまま又は紙包みにして配置する。
ミーネコクワム	大丸合成	硫酸タリウム	粒剤	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	ねずみの通路より1m～0.5m離れた物陰に3～5粒あて数カ所に配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地		記載なし	ねずみのいると思われる穴に3～5粒あて投入する。
強力ラテン	大塚薬品	リン化亜鉛	粒剤	野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	1～2g(15～30粒)/ソ穴1ヶ所又は30～150g/10a	記載なし	1.手まき (イ)ソ穴に1ヶ所当り1～2g(15～30粒)宛そのままあるいは小袋詰を投入する。(ロ)造林地及びその周辺30mに10m×10m又は5m×5mの格子状に1ヶ所当り本剤2～3gを配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	1～2g(15～30粒)/ソ穴1ヶ所又は30～150g/10a	記載なし	2.ベイトボックスによる防除 10アール当りベイトボックスを4～5ヶ所のある場所に配置し防除する。
ラテンりん化亜鉛1%	大塚薬品	リン化亜鉛	粒剤	野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	300～600g/ha	記載なし	ソ穴投入法、本剤1～2g(10～20粒)をそのまま、或いは、小袋詰をソ穴に投入する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	600～1200g/ha	記載なし	・定点配置法、本剤を約4×4mの格子状に1ヶ所当り1～2gをそのまま、又は、小袋詰を配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	800～1500g/ha	記載なし	・ベイトボックスによる防除、10アール当り4～5個のベイトボックスをソ穴のある生息場所に配置する。ベイトボックス1個当り本剤を20～30g使用する。
ラテンブロック	大塚薬品	リン化亜鉛	粒剤(ブロック)	野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	1～2kg/ha	記載なし	1.配置法 ○圃地全面に5m×10m又は10m×10mの間隔で本剤1個をそのまま点状配置し、枯草等で覆うか、ソ穴や、根株、倒木の陰などに配置する。○ネズミの出没する通路や積草、積ワ等の付近に本剤1個を適宜配置する。
				野ウサギが加害する農作物等	農地、山林	1～2kg/ha	記載なし	2.固定配置法 ○果樹園、植林地、林地などの樹木の防除には本剤中央の穴に針金かひもを通して樹木に固定するか、又は竹材木等の棒を土に立て、本剤1個を5m×10m又は10m×10mの間隔で配置する。

有効成分含有量については表3-1-4参照

参考資料 3 - 1

表3 続き:抗凝血性殺鼠剤-1

製品名	製造・販売	有効成分	剤型	対象作物等	適用場所	用量 (使用量)	使用回数	用法(使用法)
強力ローダン	サンケミファ	ワルファリン	粉末 (粉剤)	野ソが加害する農作物等			記載なし	本剤を食餌19に対し1の割合に混合して与え、餌がなくなるに従い毒餌を補充し、連続して本剤を食うようにし、毒餌が減らなくなるまで続けて与える。大体連続して3日以上本剤を摂食させる。途中で中断させると効果がない。
固型チューモア1号	タニサケ	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地、山林	300g/10a	記載なし	(1)農地の場合は10アール当り300gとし、25gずつ畔に配置する。(2)山林などネズミ穴の解りにくい場所では10アールに300gの割合で適宜に配置すること。(3)毒餌施用後は喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。
固型チューモア2号	タニサケ	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等 野ソが加害する農作物等	農地 山林	300g/10a 300g/10a	記載なし 記載なし	農地の場合 25gずつ畔又はネズミ穴に入れる 山林の場合 適宜配置する
チューモア「コンク」	タニサケ	ワルファリン	粉末 (粉剤)	野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	(1)農地の場合 イ、チューモア「コンク」を小麦粉、トウモロコシ粉、ソバ粉等で約10倍にうすめたものを10アール当り300gとし20～30gずつ適当な容器に入れるか、新聞紙に包んでネズミのひんばんに出るところ、ネズミ穴、物陰等にしかける。
				野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	ロ、イのようにうすめた粉を水でねり合わせて小指の頭位の団子を作って、上記の方法に準じて配置する。ハ、生甘藷をサイコロ型に切ったもの、或いは残パン等にチューモア「コンク」をまぶしたものを上記の方法に準じて配置する。
				野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	ニ、以上いずれの場合も毒餌施用後は、喫食力所に対して3～5日間連続配置すること。ホ、チューモア「コンク」をネズミ穴、通路、かくれ場所等に下地が見えぬ程度(1カ所に5～10g)に散布する。(通常10アールに約300g使用する)散布した粉剤は1週間以上保持されるように、必要ならば再々散布すること。
				野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	(2)山林の場合 イ、チューモア「コンク」を小麦粉、トウモロコシ粉、ソバ粉等で約10倍にうすめたものを水でねり合わせて小指の頭位の団子を作り、10アール当り300g宛とし1カ所に20～30gずつ適宜に配置する。
				野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	ロ、生甘藷をサイコロ型に切ったもの、或いは残パン等にチューモア「コンク」をまぶしたものを上記の方法に準じて配置する。ハ、以上いずれの場合も毒餌施用後は、喫食力所に対して3～5日間連続配置すること。
				貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	倉庫の場合、イ、チューモア「コンク」をそのまま或いは、小麦粉、トウモロコシ粉、ソバ粉等で約5倍にうすめたものをネズミ穴、通路、かくれ場所等に下地が見えぬ程度(1カ所に5～10g)に数カ所散布する。散布した粉剤は1週間以上保持されるように、必要ならば再々散布すること。
コロリ粒剤	タニサケ	クロロファンソ ン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農耕地、林地、草地及びこれらに隣接する農道等にある営巣地		記載なし	本剤約25粒を紙包みとし、巣穴に投入する。使用量は通常10アール当り、本剤250～500gとなる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。
				貯蔵穀物等	貯蔵倉庫		記載なし	一箇所当たり約25粒を数箇所に配置する。使用箇所及び使用量は適宜増減する。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。
メーネコマリ ン	大丸合成	ワルファリン	粉末 (粉剤)	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	本品1、ねずみの好む食品9の割合で小指先大のガンゴを造り、ねずみの通路より1m～0.5m離れた物陰に4～5個のガンゴを各数箇所置き、ねずみが喫食し、減量した量だけ補充し、減量しなくなる迄これを4～5日間繰り返す。
メーネコ3号	大丸合成	ワルファリン	粒剤	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	ねずみの通路より1m～0.5m離れた物陰に1ヶ所2～3gあて数箇所置き、ねずみが喫食し、減量した量だけ補充し、減量しなくなるまでこれを4～5日間繰り返す。
水溶性ラテ ミン錠	大塚薬品	ワルファリン	水溶剤	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	1錠を水50mLに溶かし、ねずみの通路等に容器に入れ配置する。
固形ラテ ミン	大塚薬品	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等		5～10粒 /1ヶ所	記載なし	貯蔵倉庫、納屋等の野ソの出没するか所に配置する。
粉末ラテ ミン	大塚薬品	ワルファリン	粉末 (粉剤)	貯蔵穀物等	倉庫		記載なし	本剤をそのまま50～100g/33㎡の割合で、または、本剤1gに対し穀粉など4gの割合でうすめたものを250～500g/33㎡の割合で、ネズミの出入口、通路等に散布する。
				野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	本剤1gに対し穀粉など4gの割合でうすめ、適当な容器に入れるか、紙包み(防水紙)としたもの約5gずつを、250～750g/10aの割合でソ穴、出入口、通路に投入するか、適宜配置する。

有効成分含有量については表 3 - 1 - 4 参照

表4 続き:抗凝血性殺鼠剤-2

製品名	製造・販売	有効成分	剤型	対象作物等	適用場所	用量 (使用量)	使用回数	用法(使用法)
ヤソチオン	大塚薬品	ダイフアリン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地	200～300g/10a	記載なし	1.手まきによる防除 a)本剤10～20gをそのまま、あるいは10～20gの小袋詰をソ穴に投入するか、野ソの通路に配置する。又、休耕地等は10m×10mの格子状に本剤をそのまま、あるいは10～30gの小袋詰を1個所20～30gの割合で適宜配置する。
				野ソが加害する農作物等	農地	200～300g/10a	記載なし	1.手まきによる防除 b)本剤5gをそのまま、あるいは5gの小袋詰をソ穴に投入するか野ソの通路に配置する。又、果樹園、桑園等は5m×5m又は4m×4mの格子状に1個所に本剤5gをそのまま、あるいは5gの小袋詰を1袋配置する。
				野ソが加害する農作物等	農地	200～300g/10a	記載なし	2.ペイトボックスによる防除 107ール当り、ペイトボックス約4個を適宜配置する。1個当り本剤50g～70gを使用する。
				野ソが加害する農作物等	山林	200～300g/10a	記載なし	1.手まきによる防除 本剤10～30gをそのまま、あるいは10～30gの小袋詰を1個所20～30gの割合で造林地及びその周辺30mに10m×10mの格子状に適宜配置する。
				野ソが加害する農作物等	山林	200～300g/10a	記載なし	2.ヘリコプターによる防除 造林地及びその周辺30mに所定量を空中散布する。
				さとうきび	さとうきび畑	200～300g/10a	記載なし	ヘリコプターによる防除 所定量を空中散布する。
ラテミンコク	大塚薬品	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地	200～400g/10a	記載なし	1.手まきによる使用、本品をそのまま、或いは穀粉に1:3の割合で混ぜたものをソ穴や通路に1個所当り約20gの割合で投与する。2.ペイトボックスによる使用、107ール当りペイトボックスを4～5ヶソ穴のある場所に配置する。(1ペイトボックス当り50～100g使用)
				貯蔵穀物等	倉庫	300～600g/1000㎡	記載なし	本品をそのまま、100㎡当り約50gの割合で台木の下に配置するか、野ソの出入口や通路に沿って帯状に適宜配置する。
ヤソール	大塚薬品	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地	300～500g/10a	記載なし	1)5g小袋使用の場合:そのままソ穴に投入するか、野ソの通路に配置する。又、3m×3mの格子状に本剤5g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。2)10g小袋使用の場合:そのまま野ソの通路に配置する。又、4.5m×4.5mの格子状に本剤10g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。あるいは6.5m×6.5mの格子状に本剤10g小袋をそのまま1ヶ所に2袋配置する。3)20g小袋使用の場合:そのまま野ソの通路に配置する。又、6.5m×6.5mの格子状に本剤20g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。
				野ソが加害する農作物等	山林	300～500g/10a	記載なし	1)5g小袋使用の場合:そのまま6.5m×6.5mの格子状に1ヶ所に4袋を造林地及びその周辺30mに適宜配置する。2)10g小袋使用の場合:そのまま6.5m×6.5mの格子状に1ヶ所に2袋を造林地及びその周辺30mに適宜配置する。3)20g小袋使用の場合:そのまま6.5m×6.5mの格子状に1ヶ所に1袋を造林地及びその周辺30mに適宜配置する。
サンケイマリン	琉球産経	ワルファリン	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地、山林	300～600g/10a	記載なし	本剤10～20gを紙に包むか、又は給餌器に入れ、ねずみの出没する場所に配置する。なくなったら補充して、4～5日間連続投与する。
ネスコ粒剤	琉球産経	クロロファンソ	粒剤	野ソが加害する農作物等	農地、山林		記載なし	本剤約10粒を紙包みとし、ソ穴に投入する。使用量は通常107ール当り、本剤250～500gとなる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。

有効成分含有量については表 3 - 1 - 4 参照

農薬登録された殺鼠剤の使用に関する条文等を次ページ以降に示した。

①農薬取締法における農薬登録された殺鼠剤の使用に関連する条文

(使用の禁止)

第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬（第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

(農薬の使用の規制)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもって、現に第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。⇒参考資料 3 - 1 - ②

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもって、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。 (⇒殺鼠剤の該当はなし)

一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。

二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に

被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則をもつて、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

（農薬の使用の指導）

第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病虫害防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

（農林水産大臣及び都道府県知事の援助）

第十二条の四 農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

②農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令（全文）

最終改正：平成 17 年 5 月 20 日農林水産省・環境省令第 1 号

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（表示事項の遵守）⇒農薬登録された殺鼠剤の用法・用量については表 2～4 を参照

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

⇒山林への殺鼠剤処理に関しては適用除外となる

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。⇒規則第七条は次々ページに掲載
 - 四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数
2. 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

（くん蒸による農薬の使用）

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日ま

で、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

第四条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

2. 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。（⇒殺鼠剤の該当なし）

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

上記省令に関連する「農薬取締法施行規則」条文

(農薬の表示の方法等)

第七条 法第七条（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合にあつては、その包装。以下同じ。）に法第七条の規定により表示すべき事項（以下「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けてしなければならない。ただし、容器に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難又は著しく不適当なときは、表示事項のうち法第七条第五号から第十号までに掲げる事項については、これを印刷した票せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすることができる。

2 法第七条第五号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二 希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度

三 使用時期

四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（次号において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第二条第三項に規定する登録票に当該総回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六 散布、混和その他の使用の態様

七 前各号に掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

③農薬取締法における殺鼠剤の使用要領

『ねずみ情報』（ねずみ駆除協議会発行）第54号掲載

平成15年3月から改正農薬取締法が施行されました。この改正は無登録農薬の製造・輸入・販売の禁止、無登録農薬・使用が禁止される農薬の農作物への使用禁止などが要点で、違反した場合の罰則が強化されています。ここでは、農薬としての殺鼠剤を使用する人に参考となりそうな情報を記載しておきます。

（現行）	（改正後）
<販売に係る義務違反>	3年以下（自然人）
1年以下の懲役	⇒ 100万円以下（自然人）
5万円以下の罰金	1億円以下（法人）
<使用に係る義務違反>	3年以下の懲役
3万円以下の罰金	⇒ 100万円以下の罰金

★法規上の適用場所

農薬

農薬取締法で規定され、農作物（樹木および農林産物を含む。以下「農作物等」という）を害するネズミの防除に使用されるものである。

農薬登録を受けている殺鼠剤について次の適用場所が記載されている。

農耕地、貯穀倉庫、山林、田畑、桑園、果樹、草地

これ以外の場所でも農作物等を害するネズミの防除に使用する場合は農薬取締法の適用を受けることになる。

医薬部外品

薬事法により規定され、人または動物の保健のための駆除に使用されるもので適用場所の規定はない。ビル管法も関連し、「ビル、工場内・一般倉庫、一般店舗、一般家庭、その他一般建築物内・飲食店やスーパーマーケットの野菜倉庫等」は医薬部外品の殺そ剤を使用すべきと考えられる。

動物用医薬部外品

薬事法で規定され、医薬部外品のうち専（もっぱ）ら動物に使用するもので、適用場所の規定はない。家畜管理施設（畜鶏舎、付属飼料倉庫、糞尿処理施設）では動物用医薬部外品殺そ剤を使用すべきと考えられる。

農薬取締法の改正に伴うネズミ防除に関する質問〔これは、殺鼠剤メーカーA社の質問事項と、それに対する農林水産省生産局生産資材課農薬対策室の面会及び電話対応での口頭による回答を示したものです。〕

1. 適用場所について

- (1) 自宅敷地内の独立した小規模農業施設（育苗ハウス、穀物倉庫、飼料倉庫、種籾などを置いた納屋等）：農作物があり、その農作物の防除の場合は農薬取締法適用
 - (2) 農家内の農業器械周辺及びその納屋：農作物がない場合は農薬取締法適用外
 - (3) 一般家庭の花壇、自家消費のための菜園：農薬取締法適用
 - (4) カントリーエレベーター内各施設（事務所、コンピュータールーム等）：農作物がない場合は農薬取締法適用外
 - (5) 河川敷、公園、鉄道線路や道路施設及びその法面、緑地帯：人の手の加わらない雑草のみの場合は農薬でなくてもよいが、芝や樹木等、人手の加わった植栽等の農作物がある場合は農薬を使用
 - (6) 農協事務所、店舗内及び屋根裏：農作物がない場合は農薬取締法適用外
 - (7) 農業資材倉庫：農作物がない場合は農薬取締法適用外
 - (8) 飼料生産工場：農作物があり、その農作物の防除の場合には農薬取締法適用
 - (9) 畜鶏舎付属の資材倉庫、飼料倉庫、事務所、宿泊施設等：農作物がない場合は農薬取締法適用外
-

2. 農作物等の範囲について

- (1) 農作物と食品の区別：加工されたものを食品とする
 - (2) 輸送途中の保管倉庫内の農業生産物、飼料：収穫後加工される前の農作物は農薬取締法適用
 - (3) 小麦粉のサイロや倉庫：小麦粉は農薬取締法適用外
 - (4) コーヒー豆やカカオ：加工前は農作物であり、農薬取締法適用
 - (5) 鮮魚：魚は農薬取締法の規制外
-

3. 忌避剤等について

- (1) 「臭いによる忌避剤（植物には直接触れず）」、「振動、音、光等物理的的刺激による忌避器具」は農薬となるのか？：農作物等を害するネズミの「臭いによる忌避剤（植物には直接触れず）」は農薬、「振動、音、光等物理的的刺激による忌避器具」は農薬には該当しない
- (2) 食品添加物として登録されているものを忌避成分としても農薬登録が必要か？：そのとおり

- (3) 低温・定温倉庫等農業倉庫のネズミ被害か所を補修する場合に使う忌避剤入り補修材も農薬登録が必要か? : 「柱や壁をかじられる事を防止するための」味覚忌避剤は農薬には該当しない
 - (4) 農業器械, カントリーエレベーター内各施設へ使用する忌避剤も, 農薬となるのか? : 柱や壁を囓られることを防止するための味覚忌避剤は農薬取締法適用外。農作物と区別された施設は農薬取締法適用外)
 - (5) 粘着トラップやパチンコ等物理的捕獲は農薬取締法の適用外のため使用できる? : 穀物倉庫内で粘着トラップやパチンコ等物理的防除は農薬ではない
-

まとめ

ネズミ駆除に用いる薬剤の使用は農薬取締法, 薬事法, ビル管法等により規制されており, いずれの場合も使用目的により使用する薬剤を選択しなければなりません。ネズミは人と密接に関係し生活しているため, 人の活動がある場所には必ずネズミがいると言っても過言ではなく, キッチリと使用目的を区別するのが困難な場合もありますが, ネズミ駆除の目的に沿った関係法規に従うことが必要です。